

瀬戸市自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進に関する  
条例をここに公布する。

令和3年5月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第20号

瀬戸市自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進に関  
する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用  
推進に関し、基本理念を定め、市、市民等、自転車利用者その他の関係  
者の責務を明らかにするとともに、自転車の利用に関する施策の基本と  
なる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用に関  
する施策を総合的に実施し、もって市民等が安全で安心して暮らすこと  
ができる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当  
該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第  
11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 瀬戸市内（以下、市内という）に居住し、又は滞在する者  
をいい、市内を自転車で通過する者を含む。
- (3) 自転車利用者 自転車を運転する者又は所有する者をいう。
- (4) 保護者 市民のうち親権を行う者、未成年後見人その他の者で、1  
8歳未満の者を現に監護する者をいう。
- (5) 高齢者 市民のうち65歳以上の者をいう。

- (6) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。
- (7) 自転車小売業者 事業者のうち、自転車の小売を業とする者をいう。
- (8) 自転車貸付業者 事業者のうち、自転車の貸付を業とする者をいう。
- (9) 学校 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (10) 関係団体 市内に存する交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。

（基本理念）

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用推進は、道路交通法その他自転車の利用に関する法令等を遵守した自転車の安全で適正な利用が、環境への負荷の低減、市民の健康増進、スポーツを楽しむ機会の創出、観光振興等に資するものであるとの共通認識の下に、市、市民等、自転車利用者、その他の関係者が相互に連携して行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民等、自転車利用者その他の関係者と連携を図りながら、自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用を推進するための施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車の活用を推進するため、市民等、自転車利用者その他の関係者に対し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、前2項に定める責務を果たすに当たっては、警察及び関係団体

と連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるよう努めるとともに、市又は関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、同法その他の関係法令を遵守し、自転車を安全で適正に利用するものとする。

2 自転車利用者は、自転車の利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車の利用に当たっては、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第8条 自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）及び原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）の運転者は、自転車が車両であることに特に留意し、安全に配慮して通行するよう努めるとともに、自転車の側方を通過するときは、危害を及ぼさないような速度と方法で運転するよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第9条 自転車利用者は、利用に当たっては、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用し、又は自転車を利用して通勤する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努めなければならない。

4 自転車貸付業者は、自転車を貸し付ける際に、借受人に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

5 学校の長は、その学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する指導を行うよう努めなければならない。

6 保護者は、その監護する18歳未満の者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

7 高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(活用推進施策等)

第10条 市は、関係団体と連携して、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第8条に規定する施策に関し、本市の実情に応じて自転車の活用施策を推進するよう努めなければならない。

2 市は、自転車を活用した観光振興に係る情報発信等に努めなければならない。

3 市は、市民等に対し、環境負荷の低減のため、自転車の利用を促すように努めなければならない。

(自転車を利用する環境の整備)

第11条 市は、市民等が安全で適正に自転車を利用し、市民の健康の増進及びスポーツを楽しむ機会の創出等ができるよう環境の整備に努めなければならない。

2 市は、観光に関する事業を行うもの、公共交通に関する事業を行うものその他関係団体と連携して、市民等及び旅行者等が自転車を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

(交通安全教育等)

第12条 市は、市民等、自転車利用者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができるよう、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用の促進に関し啓発するよう努めなければならない。

2 市は、事業者、学校及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組及び施策を支援するため、情報を提供するよう努めなければならない。

3 市は、自転車を利用しようとする高齢者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の変化を踏まえ、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動において自転車を利用し、又は自転車を利用して通勤する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する取組を行うよう努めなければならない。

5 学校の長は、その学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

6 保護者は、その監護する18歳未満の者に対し、自転車を安全で適正に利用させるため、必要な教育及び指導を行うよう努めなければならない。

い。

- 7 高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、当該自転車の安全で適正な利用について必要な助言を行うよう努めなければならない。

(自転車の安全利用及び活用に関する施策への協力)

- 第13条 市、市民等、自転車利用者等は自転車の安全利用及び活用に関して、関係団体が行う活動への支援、協力及び連携に努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入)

- 第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入している場合は、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する18歳未満の者が自転車を利用するときは、当該自転車利用者に代わり当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等へ加入している場合は、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

- 4 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等へ加入している場合は、この限りでない。また、その借受人に対しては、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよ

う努めなければならない。

- 5 市は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便に資するため、自転車利用者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認)

第15条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車購入者（自転車を購入する者をいう。以下同じ。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していると認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 学校の長は、その学校に在籍し、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにそれらの保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 4 学校の長は、その学校に在籍する児童、生徒又は学生に対し、自転車利用に係る自転車損害賠償保険等に参加していると認めることができないときは、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車の点検、整備等)

第16条 自転車利用者及び自転車貸付業者、自転車を事業の用に供する者は、その利用し、又は事業活動の用に供する自転車について、点検及び整備を行うよう努めなければならない。

- 2 自転車小売事業者は、自転車に係る点検及び整備の必要性その他の自

転車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する18歳未満の者が利用する自転車について、当該自転車利用者に代わり点検及び整備を行うよう努めなければならない。

4 高齢者と同居する者等は、その自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、当該自転車に係る点検及び整備を促すよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、令和3年10月1日から施行する。